

認知症対応型共同生活介護 利用契約書

介護予防認知症対応型共同生活介護 利用契約書

様（以下「ご利用者」といいます） ・ 様（以下「代理人」といいます）
および認知症高齢者介護施設 グループホームアミカル（以下「グループホーム」といいます）との間
において、次のとおり認知症対応型共同生活介護または介護予防認知症対応型共同生活介護利用契約を
締結します。

契約条項

第1条（契約の目的）

1. グループホームは、ご利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、認知症高齢者グループホームサービスを提供し、ご利用者は、利用契約書・重要事項説明書の定めを遵守して生活し、そのサービスに対する料金をグループホームに支払うものとします。
2. 代理人は、ご利用者と共にこの契約に基づく責務を履行するとともに、必要に応じてグループホームと協議し、ご利用者の生活と権利擁護に関わる行為を行います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の1週間前までに、ご利用者からグループホームに対して書面による契約終了の申し出がないとき、かつ、ご利用者が要介護認定の再認定で要支援2または要介護度1～5となったとき、契約は自動的に更新されるものとします。

第3条（運営方針）

1. グループホームは、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう支援し、在宅生活への復帰を目指します。
2. グループホームは、ご利用者の意思および人格を尊重し、常にご利用者の立場に立った介護サービスの提供に努めます。
3. グループホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。
4. グループホームは、居宅介護支援事業者、保健医療サービス、福祉サービス提供者または関係市町村と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

第4条（名称および所在地）

1. 名 称 社会福祉法人アミカル グループホームアミカル
2. 所在地 岡山県倉敷市玉島1279番地

第5条（定員）

- 1 ユニット 9名

第6条（従業者の職種、員数および職務内容）

グループホームは、介護従事者を常時1名以上確保し、日勤および夜勤を行います。

① 管理者：1名

事業所の従業者の管理、および業務の管理を一元的に行います。

② 計画作成担当者（介護支援専門員）：1名

ご利用者の心身の状況に応じ、家族からの要望、生活上および健康上の問題点、解決すべき課題等を踏まえ、自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な介護サービス計画を立案します。

③ 介護職員：5名以上

介護サービス計画に基づき、日々心豊かな生活が送れるよう援助します。

④ 生活相談員：必要に応じ配置します。

第7条（認知症対応型共同生活介護計画または介護予防認知症対応型共同生活介護計画）

グループホームは、次の各号に定める事項を介護支援専門員等に行わせます。

1. ご利用者について解決すべき課題を把握し、ご利用者・代理人およびその他のご家族の意向を踏まえた上で、グループホームサービスの目標およびその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだグループホームサービス計画を作成します。
2. 必要に応じてグループホームサービス計画を変更します。
3. グループホームは、ご利用者・代理人およびその他のご家族の要望により、適時グループホームサービス計画の説明をします。

第8条（グループホームサービスの内容）

1. グループホームは、認知症対応型共同生活介護計画または介護予防認知症対応型共同生活介護計画に沿って、ご利用者に対し、居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、認知症対応型共同生活介護計画または介護予防認知症対応型共同生活介護計画が作成されるまでの期間も、ご利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
2. グループホームは、サービス提供にあたり、ご利用者または他の入居者等の生命または身体を保護するための場合を除き、身体的拘束を行いません。また、やむを得ず拘束を必要と判断したときは、ご利用者または代理人の同意の基に行います。

第9条（要介護認定の申請に係る援助）

1. グループホームは、ご利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるようご利用者を援助します。
2. グループホームは、ご利用者または代理人が希望するときは、認定期間満了にともなう更新申請を代行します。また、ご利用者の介護状態の変化にともなう申請を行います。

第10条（サービス提供の記録）

1. グループホームは、グループホームサービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
2. ご利用者または代理人は、ご利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
3. ご利用者または代理人は、ご利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を実費相当額にて受けることができます。

第11条（料金）

1. ご利用者または代理人は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2. グループホームは、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までにご利用者または代理人に通知します。

3. ご利用者または代理人は、当月の料金の合計額を翌月25日までにグループホームに支払います。
4. グループホームは、ご利用者または代理人から料金の支払いを受けたときは、ご利用者に対し領収書を発行します。
5. ご利用者が要介護認定で非該当（自立）・要支援1になったとき、退所先が未定でグループホームでの生活がやむを得ないときは、グループホーム利用によるサービスは介護保険適用外となりますので、すべて自費負担となります。
6. 利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は、当該サービス利用料金を変更することが出来るものとします。

第12条（契約の終了）

1. ご利用者または代理人は、1週間の予告期間においてグループホームに文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
2. 次の事由に該当したときは、グループホームはご利用者に対して、この契約を解約することができます。
 - ①ご利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず6ヶ月分が滞納となった場合。
 - ②ご利用者・代理人またはその他のご家族が、グループホーム・同職員または他の入居者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
 - ③やむを得ない事情によりグループホームを閉鎖または縮小する場合。
3. ご利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援1と認定されたとき、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。ただし、退所先が未定ですべて自費にての支払を希望する方は除きます。
4. 次の事由に該当したときは、この契約は自動的に終了します。
 - ①ご利用者が他の介護保険施設、病院等に入所および入院した場合。
 - ②ご利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合。
5. ご利用者の退所（契約の解除）に伴い、グループホームアミカルは委託業者に居室の清掃を依頼します。その際にかかる費用はご利用者の負担となります。

第13条（退所時の援助）

グループホームは、契約が終了し、ご利用者が退所する際には、ご利用者・代理人およびその他のご家族のご希望により、ご利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所の為の必要な援助を行います。

第14条（秘密保持）

1. グループホームおよび同職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者・代理人およびその他のご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. ご利用者または代理人は、ご利用者のグループホームサービス計画作成のため、および退所時の居宅介護計画作成の為、他の居宅介護支援事業者・サービス提供者・サービス担当者会議においてご利用者・代理人およびその他のご家族の個人的情報を用いることに同意します。

第15条（賠償責任）

1. グループホームは、サービスの提供にともなって、グループホームの法的根拠のある責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害をおよぼしたときは、ご利用者に対してその損害を賠償します。
2. ご利用者および代理人は、サービスの利用にともなって、ご利用者・代理人またはその他のご家族の責めに帰すべき事由により、他のご利用者の生命・身体・財産に損害をおよぼしたとき、グループホームの運営・財産等に損害をおよぼしたとき、同職員の生命・身体・財産に損害をおよぼしたときは、その損害を賠償します。

第16条（緊急時の対応）

1. グループホームは、ご利用者の健康状態が急変したとき、その他必要なときは、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師への連絡等必要な処置を行います。

第17条（相談・苦情対応）

1. グループホームは、ご利用者・代理人およびその他のご家族からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、グループホームの設備またはサービスに関するご利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第18条（本契約に定めのない事項）

1. ご利用者・代理人およびグループホームは、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、ご利用者・代理人およびグループホームが誠意を持って協議のうえ定めます。

第19条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となるときは、ご利用者・代理人およびグループホームは、グループホームの住所地の裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

この契約書は、令和元年10月1日現在のものです。今後、厚生労働省の通達等により契約内容に変更が生じるときは、ご利用者および代理人へご通知します。

前記の契約を証するため、本書2通を作成し、ご利用者・代理人およびグループホームが署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名 印 <続柄>

サービス提供者

<名 称> 社会福祉法人アミカル グループホームアミカル
<指定番号> 岡山県 第3370202206号
<住 所> 岡山県倉敷市玉島1279
<代表者名> 理事長 西山 剛 史 印

ご利用者

<住 所>
<氏 名> 印

代理人

<住 所>
<氏 名> 印

契約書の説明者

<事業所名> グループホームアミカル
<住 所> 岡山県倉敷市玉島1279
<役 職> 主 任
<氏 名> 内 西 善 実 印